令和6年度 奨学生募集要項

選挙金を希望する生徒へ



当財団では、向上心に富む有能な生徒に対して奨学金を貸し 出すことにより沖縄県の教育、文化及び産業発展の助けとなる 有能な人材を育成することを目的としています。

奨学金は、あなた自身に貸し出すもので、あなたが借りた奨学金は、卒業後にあなた自身が返還することになります。あなたの返還金は再び後輩の奨学金として貸し出すことになっています。

奨学金を希望する生徒は、奨学金の申込み資格・返還方法等 を十分理解したうえで申し込んでください。

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

【 奨学金の種類 】

高校生を対象とする奨学金は、「高校育英貸与奨学金」、「修学支援奨学金」及び「高等学校奨学金」の3種類があります。

1 高校育英貸与奨学金(今年度の採用枠: 630名程度)

学業・人物ともに優れた生徒で、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。家計と学力の基準があります。

2 高等学校奨学金(今年度の採用枠:19名程度)

勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。学力基準はありませんが、 家計基準(生活保護基準に準ずる程度に困窮)があります。<u>1の高校育英貸与奨学金と比べて、採用</u> 枠が小さいです。

3 修学支援奨学金(今年度の採用枠:350名程度)

学業・人物ともに優れた生徒で、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。家計と学力の基準があります。

【 借りられる金額及び選択と振込方法 】

(1) 金額

奨学金種類]·J	国公立 私立			
高校育英貸与奨学金/	自宅通学	18,000円	30,000円		
高等学校奨学金 (月額制)	自宅外通学	23,000円	35,000円		
修学支援奨:	学金	220, 0	000円		

- ※「自宅外」は、実際に自宅以外から通学している人と特別な事情がある人で、自宅外の月額を 希望する人になります。詳しい内容は、学校に相談してください。
- ※修学支援奨学金は、学校生活で生じる費用(入学準備費用(学習端末購入費)、資格取得費用、部活費用 及び修学旅行費用並びに大学等受験準備費用等)に使用可能な奨学金です。
- (2) 奨学金の選択

高校育英貸与奨学金(月額制)及び修学支援奨学金は、いずれか又は両方を選択することができます。 高等学校奨学金は、単一の選択となります。

(3) 振込方法

奨学金は無利息です。借りることができる月額は上表のとおりです。

奨学金の振込は、年3回の振込予定日に<u>奨学生名義の預金口座</u>へ振り込みます。 ただし、修学支援奨学 金は一括振込となります。

【 採用の種類と貸し出しの期間 】

☆ 定期採用:4月に募集します。

貸し出しの期間は、原則として令和6年4月から卒業するまでの標準修業年限です。 ただし、修学支援奨学金は標準修業年限を通じて1回限りの一括貸付奨学金です。 ※標準修業年限とは、学校の教育課程において定められる標準的な教育の期間です。 例:高等学校の普通科は、3年間など。

☆ 緊急採用:家計の急変のため、緊急に奨学金を必要とする場合は、緊急採用として応募することができます。緊急採用は、いつでも受け付けています。(ただし、定期採用募集期間を除く。また、予算の運営上、翌年度の採用になる場合や募集を打ち切ることがあります。)詳しくは、P.6を参照の上、学校に相談してください。

【申込資格等】

奨学	金の種類	高校育英貸与奨学金	修 学 支 援 奨 学 金	高 等 学 校 奨 学 金		
	父母要件		沖縄県内に住所を有	「していること		
申込資格	学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 特に認められた専攻科 専修学校高等課程(標準修業	美年限が2年以上)	沖縄県内の高等学校 沖縄県内の中等教育学校の後期課程		
	学 年		全学年	<u> </u>		
	学力	1年生→中学校等の成績が 2年生以上→高校等の成績 ※ 成績平均値が2.7~2 件によって申込みができる場 生へご相談ください。	が3.0以上 .9の生徒であっても、条	勉学意欲があり、学業を確実に修了できる見込 がある者		
採用基準	家計	本人の属する世帯内で、家 入額から所得を算出し、そ められた控除額を差し引い る収入基準額を下回ること	の合計金額から規定で定 た金額が、当財団の定め	下記のいずれかに該当する者 ○市町村から生活保護を受けている世帯の者 ○市町村民税が非課税とされている世帯の者 ○市町村民税が減免されている世帯の者 ○本人の属する世帯で、就学者を除く18歳以 上の者の全収入が財団の定める基準内である世帯の者		
		※収入のめやすについては 与奨学金」をご覧ください		※ 収入のめやすについては、P.3の「2 高等学校奨学金」をご覧ください。		
	人物	勉学意	意欲があり、奨学生として	ふさわしい生徒であること		
申込方法	定期採用	0	0	0		
方法	緊急採用	0	×	×		

- ●既に高等学校奨学金(月額制)の奨学生であっても、現時点で高校育英貸与奨学生の採用基準 (学力・家計)を満たす者は、修学支援奨学金の申込を行うことができます。
- (注1) 申込資格の「特に認められた専攻科」とは、看護科、衛生看護科、介護福祉科、自動車工 学科、自動車科、建築科、工業化学科、水産高等学校の専攻科及び特別支援学校の専攻科に 在学する生徒です。
- (注2) 下記の者は申込資格がないので注意してください。
 - 1 高等学校等における標準修業年限分の奨学金を借りた者(貸与可能な期間が残っている場合は、奨学金の申込みをすることができます。)
 - 2 地方公共団体又は民間育英団体等から奨学金を借りている者
- (注3) 高校育英貸与奨学金については、学力・家計基準にあてはまらない場合でも、申し込むことができる場合があります。詳しい内容は、学校に相談してください。
- (注4) 奨学金に応募するには、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は、成年者のきょうだい又は未成年者後見人等です。また、親権をもつ者の同意も必要です。 採用されると「誓約書・奨学金借用証書」を提出することになりますが、連帯保証人とは別に「保証人」が必要となります。保証人は、本人かつ連帯保証人とは別生計を立てている父母以外の成年者(離婚後の実父母も不可)で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者になります。
- (注5) 外国籍の方は上記の申込資格以外に別途条件がありますので、学校に相談してください。

【収入の『めやす』】

1 高校育英貸与奨学金

収入の『めやす』

	給与所得		給与所得以外の場合				
	(収入金額 4人世帯	・祝込み) 5人世帯	(収入金額-必要経費) 4人世帯 5人世帯				
国・公立	737万円 777万円		293万円	3 2 1 万円			
私立	7 5 7 万円	797万円	307万円	335万円			

この金額以上でも、家庭の事情によっては応募できる場合があります。奨学生願書の「控除額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

2 高等学校奨学金

収入の『めやす』

1X/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\										
	ž	給与所得の場合	•	給与所得以外の場合						
		(全収入と比較)	1	(必要経費控除後の金額と比較)						
区分	2級地-1	3級地-1	3級地-2	2級地-1	3級地-1	3級地-2				
4人世帯	432万円	384万円 367万円		292万円	253万円	239万円				
5人世帯	474万円	4 2 2 万円	403万円	3 2 5 万円	283万円	268万円				

2級地-1・・・那覇市

3級地-1・・・名護市・沖縄市・宜野湾市・浦添市・糸満市・石垣市・うるま市・宮古島市

3級地-2・・・上記以外の市町村

この金額以上でも、家庭の事情によっては応募できる場合があります。奨学生願書の「控除額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

学校への提出書類 】 奨学生願書(申込みには連帯保証人が必要です。) 住民票謄本(本籍地及び続柄が記載されているもの) ※ 家族の住所から転出している者(単身赴任や進学など)は、本籍地及び続柄が記載されている住民票抄本を提出してください。 令和5年度 市町村県民税所得課税証明書

(市町村が発行したもので、所得及び課税に係る全項目が記載されているもの)

★ 提出者:

「提出者: 高校育英貸与奨学生 及び修学支援奨学生:申込生徒と同一生計の家計支持者(父母又は父母に代わって家計を支え ている者。専業主婦や無職者も含む) 例1.父母が共にいる場合は、父母両方。 例2.父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母。 例3.父母いずれもいない場合は、父母に代わって家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)。 例4.父母の収入が少なく、その他の者が家計を支えている場合は、父母と家計を支えている者それぞれ。

高 等 学 校 奨 学 生:生計を一にする18歳以上の者(専業主婦や無職者も含む)。ただし、 就学者は提出不要

恩給、遺族年金及び障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類の写しも追加 提出してください。

下記の区分にあたる者は、「令和5年度 市町村県民税所得課税証明書」と該当する証明 **事を提出してください。**

※ 各証明書は、原則発行者の押印が必要です。

区 分	証 明 書	発行所
令和4年以降に就職、	給与所得者以外 (自営業等) 確定申告書(控)の写し	税務署
転職した者	給与所得者 ・源泉徴収票 (会社員等) ・年収見込証明書 ・月収証明書 ※ 給与明細書は不可	現在の 勤務先
令和4年以降に失業、 退職した者又は令和6 年9月までの退職予定者	雇用保険受給資格者証の写し、ハローワークカードの写し、 退職(予定)証明書、退職金(予定)額証明書等のいずれか	公共職業安定所 又は 退職時の 勤務先

通帳の写し

4 通帳の与し 奨学金振込用の口座情報を確認しますので、預金通帳の店名、口座番号、フリガナ等が記載 されているページの写しを提出して下さい。 (注1) 奨学金の振込に利用できる口座は奨学生本人名義の口座に限ります。 (注2) 長期間使用していない口座を届け出る場合は、事前に御利用の金融機関にて口座利用 可否を御確認ください。利用停止、解約等がされている口座には振込ができません。 5 その他、控除に係る証明書(所得控除を希望する場合は提出してください。) (1) 障害者がいる世帯・・・・・障害者手帳の写し (2) 長期療養者がいる世帯はおります。

- - ・直近6か月分の医療費等の領収書のコピー
 - ・長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分までの 医療費等の領収書のコピー及び、入院、通院証明書または診断書(記載内容:療養期間及び 通院頻度)
- (3) 災害等の被害を受けた世帯(高校育英貸与奨学金のみ)・・・罹災証明書
- (注1) 財団又は学校が推薦・選考上必要と判断した場合、上記以外に証明書等を求めることがあります。
- (注2) 緊急採用に申し込む場合は、家計急変に関する証明書なども必要です。
- (注3) 申込みをする場合は、学校が定めた提出期日を守ってください。
- (注4)提出書類は、<u>個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの</u>を取得したうえで提 出してください。

【 採否決定の時期 】

採用・不採用の決定通知は、令和6年6月下旬頃(予定)に学校を通じて送付します。

採用の場合、「誓約書・奨学金借用証書」等を提出し、不備がなければ正式に貸与を受けることができます。なお、選考の結果採用されないことがありますが、希望を失わず機会あるごとに申し込んでください。

【 誓約書・奨学金借用証書について 】

奨学生には、「奨学生採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。奨学生としての自覚を持ち、それに見合う生活態度で学業に励んでください。また、家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは学校に申し出てください。

- ※ 「誓約書・奨学金借用証書」は奨学生、連帯保証人及び保証人との連名で作成し、学校が定めた期日までに提出してください。なお、修学支援奨学金の採用を受けたものは、別途「誓約書・奨学金借用証書」の提出が必要になります。また、期日までに提出がないと奨学生としての採用が取り消されますので注意してください。(申込みの段階において「保証人」は必要ではありませんが、奨学生になったら必要になりますので、事前に見通しを立ててください。)
- ※ 誓約書・奨学金借用証書提出時、奨学生本人の戸籍抄本の提出が必要になります。
- ※ 連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等です。 印鑑登録証明書の提出が必要になります。
- ※ 保証人は、奨学生本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外(離婚後の実父母も不可)、 の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者です。
- ※<u>なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「簀約書・奨学金</u>借用証 費」の提出により、当財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等の回答を行うことに同意 したとみなします。

【 奨学金の振込 】

奨学金の振込は、年3回に分けて(原則として7月25日、10月10日、1月10日)、振込予定日に <u>奨学生名義の預金口座</u>へ振り込みます。修学支援奨学金又は緊急採用の場合は、原則として直近の 振込日に合わせて振込みます。なお、修学支援奨学金の振込は1回限りの一括振込にて貸与終了となりま す。

【 奨学金の継続 】

原則として貸与期間中(毎年4月)、奨学生としての状況を確認するために「奨学金貸与継続申請書」の提出があります。

また、在学中に成績が著しく下がったり、学校内外の規律を乱す、停学などの処分があったときは、奨学金の交付を停止又は廃止する場合があります。

【 貸与の終了 】

貸与終了の際には、以下の書類の提出があります。提出方法については学校の指示にしたがって下さい。

- 1 預金口座振替依頼書
- 2 奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の住民票(本籍地記載、マイナンバー省略)
- 3 住所·勤務先届

〈返還するには〉

- ◎ 預金口座振替制度に加入して返還します。
- ◎ 返還方法は、「月払い」のみとなっています。
- ◎ 返還期間は、12年以内で返還することになります。
- ② 口座振替には別途振替事務手数料 (1回につき110円 令和6年4月現在) が発生し、返還者の負担となります。振替事務手数料は、将来において法定の消費税率又は金融期間の手数料が変更された場合、増減します。

- ◎ 残高不足により請求金額を引き落とせなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。その際、振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。
- 〈返還が困難なときは〉(1年ごとに願い出ることが必要です。また、審査があります。)
- ◎大学などに進学して勉強を続ける場合、願い出により、在学中は返還が猶予されます。
- ◎卒業後に病気・災害・失業・未就職・やむを得ない理由などの事情で返還が困難になった場合にも、 願い出により返還が猶予されます。(原則10年が限度です。)
- ◎死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還未 済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

【 その他注意事項 】

- ※ 記載された個人情報は、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募された願書等は 返却しませんので、ご承知おきください。
- ※ この「奨学生募集要項」は、令和6年4月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流 ・ 人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますので、ご承知おき ください。

~緊急採用による奨学金制度とは~

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計 が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の理由にあてはまるときは学校に相談してください。

- ☆ 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- ☆ 募集は、年間をとおして行っています。
- ☆ 家計が急変した原因が発生したときから、1年以内である場合に申し込むことができます。
- ☆ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月まで遡れます。(ただし、令和6年4月が限度です。)
- ☆ 貸与の終期は、原則として採用年度末(令和7年3月)までですが、採用年度末においても家計 急変の理由が継続しているとき、延長願の願い出が適当と認められた場合は、貸し出しを延長 (令和8年3月まで)します。
- ☆ 申込資格、貸与月額などは、通常の定期採用奨学金と同じです。提出書類については、通常の定期採用奨学金のものに加え、家計急変に関する証明書も提出してください。
- ※ 緊急採用で採用された時も、定期採用と同様に連帯保証人及び保証人が必要となります。 詳しくは、【誓約書・奨学金借用証書について】(P.5)をご覧ください。

高校育英貸与奨学生願書記入例 (表面)

- ◎ボールペンで記入してください。
- ◎書き掲じた場合は、2本線で消し、訂正印を押して訂正してください。

修正液は使わないでください。

◎申込種別の貸与希望項目に○印を付けてください。

フリカ	Ϊナ	I	ジンザイ			ハナコ			*				写真				
氐	名	氏 人材 名 花子 性別 男女								ļ	\downarrow						
生年	月日	昭和・平	成	年 月	日生	(満 歳)	<u></u>		4cm×3cm							
				· خامر ج ار				(10@	む)	İ		写真基	をにボー	ールペ		1	
		県	· <u>w</u>	育成		学校		全日制)				校名			1	ļ
学材	名		普通	科	年		組	定時制 通信制				を配入	、して下	ey.			
		- 446	_年 4		卒業予定	5 .	_年 3										l
		入学: 下記No.	年 1 1~3の貸与希										/			\neg	
		, 40	o.3は単独貸与				能となります	•									
申込	猪兒		No.1 高校育	英貸与奨学	金(月額	制)										1	
7.2	ルモハコ		No.2 高等学	校奨学金(,	月額制)												
			 No.3 修学支		一括貸付)(修業年限	を通じて1回	限りの貸	付)	7							ŀ
本人到	見住所	∓ (90	1 - 2221)				電話番号	H (098)00	0-0	00				Ĺ	
(実際に	.居住		縄県宜野洋			4-1		携帯電話	:/)なし	. –						
するイ	主所)	第5	5タテルマ	ンビル	3階			☆電話番	号がない均	合は、	『なし』と	記入くか	どさい。			╝	
		∓ (90	01 - 2221)				電話番号									
家族の	り住所		縄県宜野湾			4–1	./	携帯電話	£:(098) 🛆	Δ-Δ	ΔΔ					↲
		第	5タテルマ	ンビル	3階			☆電話番	号がない						_	1	
		続柄	氏名	2	年令	所得	の種類	※同居 (↓ O7		Ą	ス・売上 会額()	-(税込 5円 <u>)</u> -			金額又 (市所得	*	
	就	父	(フッJガナ) ジンザイ 人材	カズオ	45	給	与	同居	別居(2 0	9	(1)			의)
	学者	母	(フリガナ) ジンザイ 人材	夏子	42	₹σ.	他	同居	別居				(2)	1	0	8	ايح
生	· を ・ 除	祖母	国際	留子	70			同居	別居				(3)	1	-	7	
計 を	<	姉	人材	桜子	21			同島)別居		+	1	(4)				
l —	家族		749	13. 1	 			同居・	- 別居	\forall	_	+	(5)			_	
にす			 同一人で2	毎網いトの	正得があ	ス提会け "	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			所名	 导金額0	l D計	(6)	1	0	8	
る 家			Τ-'		T	1	学校名	2747 08	学年	>	 《通学》	ı	控	除額	万円	5	
族	本	続柄	氏:		年令	71 -		عدم	2		Oで囲	==		PARTIES.		<u> </u>	
め状	人を	兄	人材	太郎	20	私立	育成大	· <u>-</u>		-	自当	-4	(7)				
況	除	弟	人材	次郎	15	公立	育成中	子仪	3	_		-	(8)	<u> </u>			
	く 就									自年	1000年	≧外	(9)				
	学者									自写	き・自与	≧外	(1/0)				ı
	14						<u> </u>			自写	き・自ち	8外	(11)				ı
	Ь													1			

「生計を一にする家族の状況」欄

- ○「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。 ※就学者は「就学者」欄に記入してください。
- ○「年齢」は申込み現在で記入してください。
- ○「別居」とは、勤務、その他の都合で一時的に家族と離れて生活していることです。その家 族の住所を自宅とみなします。

「**就学者**」とは小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、盲・ろう・養護学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する人です。

(注) 幼稚園や各種学校 (予備校等) など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」 欄に記入してください。 - 市町村発行の

「所得の種類」

ア「給与所得」

イ「その他」

(1)給与所得

住	所		宜野浴
氏	名		人材
	令	和	5
	12	<u> 1H</u>	0
		令和	4年2
	種	類_	
希	与	収	٨
			导
公	的年	金収	₹ T
雑	: (<u>年</u>	金)	
	W =	全白:	. I

「収入·売上金額 給与収入欄の数:

所得金額又は課 収入金額に対応し

> 収入金額 0~329万F 330~400万 401~878万 879万円~

- (注)・同一人で2種 してください
 - ・令和4年以 現在の「年

「通学別」欄

該当する通学区分

町村県民税所得課税証明書」を参考に所得に関する項目を記入してください。—

給与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。 ま、俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。 ョ由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・賃間代・地代・内職収入等のことです。

경 合	(2)給与所得者以外の場合(営業所得、不動産所得、雑所得等)
専業 税証 事業 左3丁目4-1 第5タテルマンビル3階 大生年月日	所 得 課 税 証 明 書 住 所 宜野湾市伊佐 3丁目4-1 第5タテルマンビル3階 氏 名 人 材 夏 子 生年月日
所得合計 1,281,600円	令和5年度 所得合計 1,086,399円
得の内訳(内容)	令和4年分の所得の内訳(内容) 所得控除の内訳 種類 金額 給与収入(0)円 所得 0円 0円 公的年金収入(0)円 雑(年金) 0円 0円 営業所得(営業等) 1,086,339円 ※以下余白※ 「収入・売上金額」欄 「収入・売上金額」欄は記入しません。
f 得欄	所得金額又は課税前所得欄 所得金額をそのまま記入してください。(万円未満は切り捨て)
骨金額を記入してください。(万円未満は切り捨て)	,
所得金額	
0	
収入金額(万円) ×0.8-262.6万円	
収入金額(万円) ×0.7-222.6万円 収入金額(万円)-486万円	

上の所得がある場合は、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入

職、転職(開業・転業等を含む)し、所得証明書で向こう1年間の収入見込額を正確に算出できない場合は、申込み 込)証明書」を参考に、年収を推算してください。

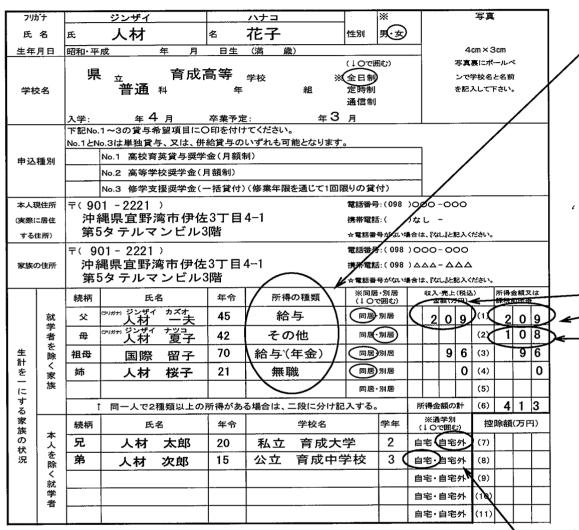
とつけてください。

高等学校奨学生願書記入例 (表面)

- ◎ボールペンで記入してください。
- ◎書き損じた場合は、2本線で消し、訂正印を押して訂正してください。

修正液は使わないでください。

◎申込種別の貸与希望項目に○印を付けてください。



「生計を一にする家族の状況」欄

- ○「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。 ※就学者は「就学者」欄に記入してください。
- ○「年齢」は申込み現在で記入してください。
- 「別居」とは、勤務、その他の都合で一時的に家族と離れて生活していることです。その家 族の住所を自宅とみなします。

「**就学者**」とは小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、盲・ろう・養護学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する人です。

(注) 幼稚園や各種学校(予備校等)など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」 欄に記入してください。 市町村発行の

「所**得の種類**」は ァ「給与所得」 と ィ「その他」とに

(1) 給与所得者

 住所
 宜野

 氏名
 人本

 令和5

-----------令和4年

「**収入・売上金額」**は 給与収入欄の数字を

所得金額又は課税 所得金額をそのまま

- (注)・同一人で2 してくださ
 - ・令和4年以現在の「を

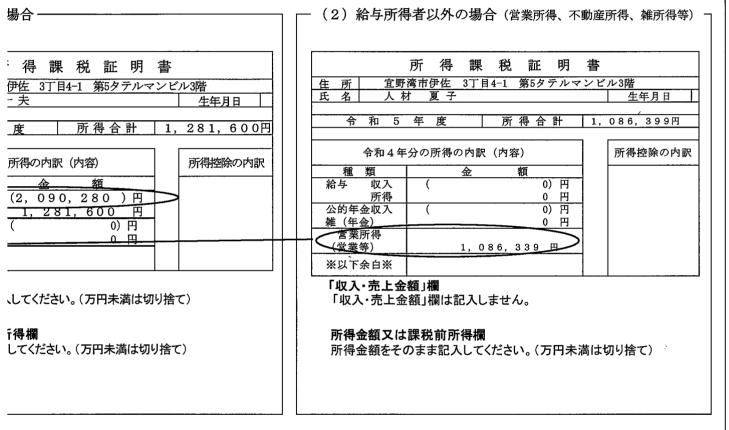
「通学別」欄
該当する通学

| 一門村県民税所得課税証明書 | を参考に所得に関する項目を記入してください。 -

合与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。

、俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。

由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・賃間代・地代・内職収入等のことです。



取よの所得がある場合は、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入

こ就職、転職(開業・転業等を含む)し、所得証明書で向こう1年間の収入見込額を正確に算出できない場合は、申込み (見込)証明書」を参考に、年収を推算してください。

分に○をつけてください。

高校育英貸与奨学生、修学支援奨学生 及び高等学校奨学生(裏面)

		≝の事情」「奨学生としての それぞれの内容を具体的に							
				1		(高	校在学-緊急2)		
《家	庭の事情》(奨学金貸与を希望する理由)	《奨学生と	ての決力	意と将来の	夢》			
		and the second s							
-				-	**				肉 本
					~-		**		を 人 使 印
						-4110			つ `
									て連し
緊急	※ ア.家)理由(↓○で囲むこと) 計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退						<u> </u>	鮮帯 明保
採用		計支持者が破産 エ. 病気、事故、会社倒産、営 災、水害、震災等により著しく支出が増大又は収.		著しく支出 か	《増大又は収入	、が減少	6		に証
の場	2. 理由が生じ3. 希望する質	た年月年月							押人
<u>合</u>	(家計急変の	里由が生じた月まで遡ることができる。ただし、	年4月が限度)						印 印 し は
※生		aしていますか? □はい 僅いいえ おり記載事項に相違はありません。貴財	団の奨学生と	して採用	していただき	きたくお願			て別
	いします。	10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10							く々しだの
		F 4月 10 日 k人 沖縄県国際交流・人材育成財団理				(さ印
	公益財団石	大 沖縄宗国際文派·人物 再成熟回母 本 人 氏		人材	花子)		いを
	フリガナ	ジンザイ カズオ		※昭和)平	呼成(←○で囲	目む)		1	。朱
	氏名	人材 一夫	(桑)	54	年 5 月10	· 日生 · 村	父		
連帯		(本人と別の印を使用してください					<u></u>]	
保	現住所	〒(901 - 2221)			電話番号:(098) 000	- 000		
証人		沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4 第5タテルマンビル3階	1		22.11. 222.	098) △△△ ない場合は、『なし		*	
	勤務先名	(株)〇〇〇印刷 部署	総務課	職種	事務	電話番号:(09	8)00-000		

- 「連帯保証人」は「父又は母」。父母がいない場合は「成年者のきょうだい又は未成年後見 人等」が必要です。
- 奨学生として採用されたら、連帯保証人とは別に「保証人」(奨学生かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外(離婚後の実父母も不可)の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者)が必要です。

緊急採用を申し込む場合(高校育英貸与奨学生のみ)

- 1 家計急変の理由 該当する理由を選んで○を付けてください。理由が重複する場合には、それぞれの理由に○を付けて ください。この場合、このことを証明できる書類(例えば離職票、病気診断書など)を添付してくださ い。
- 2 理由が生じた年月 家計急変の原因となった理由が実際に発生した年月を必ず記入してください。
- 3 希望する貸与始期 奨学金の貸与を開始して欲しい年月を記入してください。

奨学金 Q&A

★応募について

- Q1 高校育英貸与奨学金又は高等学校奨学金のどちらで応募したらいいのですか?
- A1 生徒のみなさんは、必要書類をそろえて学校に提出するだけでけっこうです。それぞれの奨学金について推薦基準があり、学校長が基準に従って判断し高校育英奨学生又は高等学校奨学生のどちらかで当財団へ推薦する流れとなっています。ただし高等学校奨学生の場合、生計を一にする18歳以上の者(専業主婦や無職者も含む)の提出書類が必要となります。
- Q2 他の奨学金(あしなが育英奨学金等)も借りたいのですが、大丈夫ですか?
- A 2 他の貸与型奨学金と当財団の奨学金の両方を借りることは認めていません。その理由は、奨学金といえども借金であることに変わりはなく、複数の奨学金を借りると、それだけ返還時における奨学生の負担が大きくなります。また、返還が困難になって滞納してしまうと、返還金を再び後輩の奨学金として貸しだす仕組み自体が行き詰まる恐れがあるからです。

ただし、複数の奨学金に申込みをすることは構わないので、他の団体と重複して採用された 場合は、どちらの奨学金を希望するか選んでください。

なお、給付型の奨学金であれば当財団の奨学金との併用を認めています。

- Q3 奨学金の募集は、年に1回しかないのですか?
- A3 基本的に4月の定期採用だけです。ただし、採用者が少ない場合、予算の範囲内において9月に追加募集をする場合がありますので、学校へ問い合わせてください。なお、追加募集で採用された場合は、4月から遡って1年分の奨学金を年明けの1月に一括振込します。また、緊急採用はいつでも受け付けていますので、理由に当てはまるときは学校に相談してください。
- Q4 生活保護を受けているのですが、奨学金も借りられますか?
- A 4 当財団では、生活保護を受けていても奨学金の貸与を認めています。奨学金については、 保護の実施機関(福祉事務所長)から事前の承認を得ることで、生活保護の収入認定から除外 が可能です。<u>奨学金申請前に、生活保護の担当職員等へ十分にご相談ください。</u>

★住所について

- Q 5 自宅外通学を予定していますが、住民票の住所を変更しなければいけませんか?
- A 5 当財団は、住民票の強制的な変更までは求めていません。学校側が実態を把握し、生徒が実際に父母等が住んでいる自宅以外から通学していれば「自宅外通学」の申請をすることができますので、願書等については、実際に本人が住んでいる現住所を記入して下さい。財団で書類を審査後、「自宅外通学」と認められれば、自宅外通学の貸与月額が貸与できます。
- Q6 父母は、必ず沖縄県内に住民登録している必要がありますか?
- A 6 少なくとも父又は母のどちらか一方だけでも、必ず沖縄県で住民登録している必要があります。なお、生徒本人が県外へ進学しても差し支えありません。ただし、父母が県内へ居住していても、沖縄県で住民登録していない場合は応募ができません。

★保護者について

- Q7 母は専業主婦ですが、連帯保証人になれますか?
- A7 連帯保証人については、父又は母のどちらでもなることができます。ただし、貸与終了後の 返還を考えると、仕事に就いている人が連帯保証人として望ましいです。

- Q8 父母がいない場合、生徒を扶養している者が連帯保証人になるのですか?
- A8 父母がいない場合は、以下の者だけが連帯保証人になることができます。
 - 1 応募者が未成年者の場合
 - (1) 成年者のきょうだい
 - (2) 未成年後見人(家庭裁判所で認定された者)
 - 2 応募者が成年者の場合
 - (1) 成年者のきょうだい
 - (2) (1)がいない場合は、成年者で申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者

★所得に関する証明書について

- Q9 令和4年以降に就職(転職)したのですが、市町村発行の所得証明書だけではなく、なぜ他の給与証明書も追加で提出しないといけないのですか?
- A 9 所得証明書は過去1年間の所得が記載されていますが、その1年の間に仕事が変わった場合、新しい仕事における正確な年収が算出できません。そのための補足資料として新しい職場から発行してもらった給与証明書が追加で必要になります。
- Q10 市町村が発行する所得証明書ではなく、源泉徴収票等が手元にあるので、代わりにそれを提出してもいいですか?
- A10 源泉徴収票等だけでは判らない副収入(不動産所得、農業所得、雑所得等)の有無を確認するためにも、必ず市町村が発行する所得証明書の提出をお願いします。また、<u>証明書等は、</u>原本を提出してください。

★長期療養について

- Q11 家族が長期療養していますが、病院の領収書で所得を控除してもらえますか?
 - A11 所得の控除を希望される場合には、証明書類を提出してください。長期療養の証明をするためには、「入院、通院証明書」又は「診断書」(記載内容:療養期間及び通院頻度)を記載してもらってください)の原本が必要です。また直近6か月分の領収書の写しも提出してください。

★振込口座について

- Q12 奨学金を振り込むための銀行口座は、県内又は県外のどちらで開設しても大 丈夫ですか?
- A12 口座開設は県内外を問いませんが、生徒名義の普通預金口座(総合口座を含む)を用意してください。ただしネットバンク、インターネット支店及び外国銀行は使用できません。

★採用後について

- Q13 連帯保証人(父又は母)以外で必要な人はいますか?
- A13 奨学生として採用されたら、連帯保証人のほかに「保証人(本人かつ連帯保証人と別生計 を立てている父母以外の者(離婚後の実父母も不可)の成年者で、申込時の貸与終了予定月 において65歳以下の有職者」が必要になりますので、応募の際には事前に見通しを立てて おいてください。

【問い合わせ先】

公益財団法人沖縄県国際交流·人材育成財団 奨学課

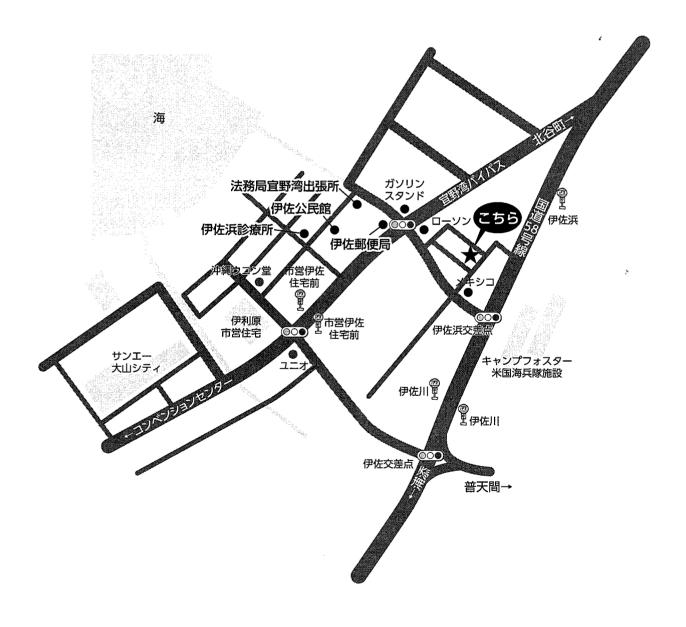
〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1第5タテルマンビル3階

※令和6年4月1日、事務所を上記住所へ移転します。

TEL 098 (942) 9213 FAX 098 (942) 9220

アクセス ◇市営伊佐住宅前バス停から徒歩5分 ◇国道58号線伊佐川バス停から徒歩5分

☆ お問い合わせは、必ず在学学校を通じてお願いします。



貸与月額と返還例(1年生の時から貸与を受け、満期終了後に返還する場合)

種別		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還回数	割賦金額	最 終 割賦金額		
				円	月	円	円	回 (年)	<u>円</u>	円
		0 左側	自宅	18,000	24	432,000	432,000	144 (12)	3,000	3,000
高	国	2年制	自宅外	23,000	24	552,000	552,000	144 (12)	3,833	3,881
等学	•	0. 左曲	自宅	18,000	36	648,000	648,000	144 (12)	4,500	4,500
学校	公	3年制	自宅外	23,000	36	828,000	828,000	144 (12)	5,750	5,750
専	立		自宅	18,000	60	1,080,000	1,080,000	144 (12)	7,500	7,500
修		5年制	自宅外	23,000	60	1,380,000	1,380,000	144 (12)	9,583	9,631
学		2年制	自宅	30,000	24	720,000	720,000	144 (12)	5,000	5,000
校高			自宅外	35,000	24	840,000	840,000	144 (12)	5,833	5,881
等	私	0 5 41	自宅	30,000	36	1,080,000	1,080,000	144 (12)	7,500	7,500
課	立	3年制	自宅外	35,000	36	1,260,000	1,260,000	144 (12)	8,750	8,750
程等			自宅	30,000	60	1,800,000	1,800,000	144 (12)	12,500	12,500
		5年制	自宅外	35,000	60	2,100,000	2,100,000	144 (12)	14,583	14,631
	修学支援奨学金				220,000	220,000	144 (12)	1,527	1,639	

※ 返還についての留意事項

- 1 返還を怠った場合、貸与総額の一括請求を行う場合があります。
- 2 奨学生であった者及び連帯保証人(父母等)が返還を怠った場合、保証人(第三者)へ返還請求を行います。
- 3 滞納した期間に応じて、延滞金を加算します。
- 4 返還請求にもかかわらず支払いがない場合、法的措置により返還金を回収します。
- 5 奨学金の返還には預金口座振替制度に加入して頂きます。口座振替には別途、振替事務手数料 (1回につき110円 令和6年4月現在)が発生し、返還者の負担となります。又、振替事務手数 料は将来において法定の消費税率又は金融機関の手数料が変更された場合、増減します。
- 6 残高不足により請求額を引き落とせなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。その際、振替事務手数についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。